

平成 30 年 2 月 15 日

学校給食に係る現況調査、聞き取り調査の結果

(健康体育課)

1 事業者の比較検討

<課題 1>

大半の学校等が、給食の主食について県学校給食会から購入しているが、価格等比較検討されておらず、競争原理が導入されていない。

(1) 現況調査の結果

ガイドラインに示された改善すべき課題		27 年 7 月	29 年 9 月末	30 年 1 月末
米・米飯	ア 複数業者により価格・品質等と比較し、購入（業者からの応札がない場合も含む）	3 市町	9 市町	15 市町
	イ 他の業者と比較せず、特定の業者から購入	32 市町	26 市町	20 市町
パン	ア 複数業者により価格・品質等と比較し、購入（業者からの応札がない場合も含む）	0 市町	5 市町	15 市町
	イ 他の業者と比較せず、特定の業者から購入	35 市町	30 市町	20 市町
めん	ア 複数業者により価格・品質等と比較し、購入（業者からの応札がない場合も含む）	0 市町	3 市町	15 市町
	イ 他の業者と比較せず、特定の業者から購入	35 市町	32 市町	20 市町
おかず	ア 複数業者により価格・品質等と比較し、購入（業者からの応札がない場合も含む）	26 市町	32 市町	35 市町
	イ 他の業者と比較せず、特定の業者から購入	9 市町	3 市町	0 市町

(2) 聞き取り調査の主な内容

- 「比較検討」について改善が進んでいない 32 市町の教育委員会に対し、複数業者による価格・品質等と比較するよう指導したことにより、29 年度から比較検討を開始した市町が 12 市町、30 年度から比較検討を開始する市町は 15 市町となった。
- 比較検討が難しい理由として「主食を安定的に供給できそうな納入業者が近隣にない」ことをあげる市町があった。
県教育委員会が、状況が似ている市町の好事例（地元業者が少ない場合に近隣市町の複数業者にも声掛け等）を収集して情報提供するなど市町教育委員会に対し具体的な手法を示しながら、複数業者による比較検討の実施に向け強力な働きかけを行う。

<課題 2>

県教委等が、県学校給食会の商品を生産する工場の選定について、選定委員となるなど関与している。

(1) 現況調査の結果

ガイドラインに示された改善すべき課題	27 年 7 月	29 年 9 月末
県給食会の内部業務への関与の状況	工場・物資とも選定に参画	県教委の関与なし

(2) 対応

- ・ 県教育委員会は、平成 28 年度末までに、県給食会の専門委員会委員など、内部業務には関与していない。なお、県給食会の内部からの業務改善を促すため、理事または各委員会のオブザーバーとして助言を行っている。
- ・ 現在、一部市町教育委員会及び学校・共同調理関係者が、県給食会の委託工場の選定や取扱物資の選定に委員として参加しているため、市町教育委員会に対し、特定業者への関与と捉えられかねないことについては控えるよう働きかけを行う。また、県給食会には、委員の選定や委託工場・物資の選定方法の見直しについて、引き続き指導をしていく。

< 課題 3 >

業者等の選定業務について、体制等が十分ではない。

各種委員会の設置については 5 - (1) に掲載

(1) 現況調査の結果

ガイドラインに示された改善すべき課題		27 年 7 月	29 年 9 月末	30 年 1 月末
業者登録	ア 全ての食品で納入業者の登録制度有り	19 市町	19 市町	25 市町
	イ 一部の食品で納入業者の登録制度有り	4 市町	5 市町	2 市町
	ウ 納入業者の登録制度なし	12 市町	11 市町	8 市町()

うち、7 市町において 29 年度から制度導入予定

(2) 聞き取り調査の主な内容

- ・ 登録制度を導入していない理由として「給食費の公会計化に合わせて、業者登録制度等を整備しようと考えている」という市町教育委員会があった。
公会計化に移行するまでの間も、物資納入事業者の新規参入を阻むことがないように、業者登録制度の導入を 11 市に働きかけ、7 市町から業者登録制度の導入について 29 年度中に検討するとの回答を得た。
また、登録制度一部あり、登録制度なしの市町のうち、6 市町が登録制度を整備した。
- ・ 業者登録制度の導入が難しい理由として、「納入事業者が零細で、業者数も少ないため」と答えた市町教育委員会があった。
県教育委員会が個別に市町及び調理場を訪問し、県と市町とで協働して業者選定の主旨、他市町の取組等を説明、情報提供するなど、課題の把握及び解決に取り組む。

2 管理業務の委託

<課題>

- (1) 給食用食材の納入事業者登録事務を、納入事業者である県学校給食会が行っている。(利益相反)
- (2) 学校給食費と管理業務に関わる費用の区分が明確ではない。

(1) 学校給食に係る現況調査の結果

ガイドラインに示した改善すべき課題	27年7月	29年9月末	30年1月末
(1) 市町の状況	2市	2市	2市
(2) 市町の状況	1市	1市	1市

(2) 聞き取り調査の主な内容

- ・ 2市とも、物資納入事業者の選定業務を市教育委員会が主体となつての実施に向け改善に取り組んでいる。
- ・ 県教育委員会がガイドラインを作成したことを機に、2市とも公会計化の導入に向けた研究を開始している。特に1市においては、32年度から開始する予定の公会計化にあわせ、教育委員会内に学校給食の運営と管理を実施する部署を設置するための協議を開始している。
公会計に移行するまでの間も、できる限り適正な給食運営にすること及び早期の公会計化導入を実現するよう、継続的に情報提供等の支援を続けていく。

3 給食費の管理

<課題1>

私会計では、「給食費の取扱に関する規程」などを設けることなく給食費を管理しているため、手続きが不透明である。

(1) 現況調査の結果

ガイドラインに示した改善すべき課題		27年7月	29年9月末	30年1月末
公会計		15市町	16市町	16市町
私会計	規定等がある。	9市町	11市町	17市町
	規定等はない。	11市町	8市町	2市町

(参考) 35市町中 私会計 19市(両方ありを含む)

(2) 聞き取り調査の主な内容

- ・ 私会計 19市町(公私両方の会計を持つ3市町を含む)すべてに給食費の会計取扱規程の有無について聴取し指導したところ、17市町に規程があること、また、規程のない2市町においても、29年度中に整備することが確認で

きた。

- ・ 給食費の取扱は、学校徴集金取扱規程を適用しPTA会費等と同様に会計処理を行っている市町が多い。

【学校徴収金取扱規程に既定されている事項】

徴収事務取扱 予算事務 徴収金管理方法 業者選定 支取出扱
会計帳票 決算事務 監査 等

<参考>市町における公会計導入の状況

・既に公会計を導入している市町	16市町
・30年度から公会計を導入する市町	2市町
・32年度を目途に公会計導入検討中の市町	11市町
・公会計導入に向けて検討中の市町	6市町
	35市町

<課題2>

私会計において、保護者へ十分な説明責任をしていない学校がある。
(「保護者からの要請で説明・報告」を含む)

(1) 現況調査の結果 複数回答あり

ガイドラインに示した改善すべき課題	27年7月	29年9月末	30年1月末
ア 学年便り等の児童生徒等を通じた配布物で報告	8市町	7市町	8市町
イ PTA総会や懇談会等で報告(資料の配布も含む)	13市町	14市町	14市町
ウ 学校・調理場・市町教委のホームページで報告	0市町	0市町	0市町
エ PTA会長等保護者の代表に報告	3市町	1市町	2市町
オ 報告していない	2市町	1市町	0市町

(2) 聞き取り調査の主な内容

- ・ 1市町で、会計報告書等で保護者に決算報告をしていない学校・共同調理場があった。

当該市町教育委員会と給食費の管理について説明責任を果たすことの重要性を確認。学校・共同調理場に指導し、29年度から給食会計報告書等で保護者へ報告することを確認した。

4 地元食材の活用

<課題>

- (1) 食育や地産地消の定義、目的を給食関係者と共有し、目的と手段が混同しないように留意すべきである。
- (2) 関係者が連携(県教育委員会と市町教育委員会、教育委員会と関係部局、教育委員会と地元関係者など)し、持続的・効果的に食育に取り組めるようにする必要がある。

(1) 今年度の取組と現在の状況

- ・ 担当者研修会の機会を捉え、食育や地産地消の意義・目的を確認した。
また、県教育委員会事業や各種通知等で市町教育委員会や学校等に情報提供するとともに、地元関係者との連携を働きかけることができた。
- ・ 今後も、学校給食法及び食育基本法の趣旨を踏まえ、関係者と連携し、適切な地産地消が推進できるよう情報提供及び指導・助言に努める。

月	研修会及び通知名	定義・目的の共有	情報提供	働きかけ
4月	「ふるさと給食週間」及び「ふるさと給食の日」の実施について(通知)			
	新規任用栄養教諭第1回校外研修会(もくせい会館)			
	「食の都の授業」参加校の募集について(通知)			
5月	新採養護教員・学校栄養職員研修会(宿泊 期)1日目(あすなる)			
6月	新規採用学校栄養職員第2回校外研修会(浜松特別支援学校)			
	新規任用栄養教諭第2回校外研修会(あすなる)			
	栄養教諭等食育担当者研修会(静東:東部総合庁舎)			
	「食育月間」における食育の推進について(依頼)			
7月	栄養教諭・食育担当者研修会:静西(あすなる)			
	新規採用学校栄養職員第3回校外研修会(静岡市立清水小学校)			
	新規任用栄養教諭第3回校外研修会(もくせい会館)			
	栄養教諭・学校栄養職員講習会(あざれあ)			
8月	学校給食衛生管理研修会(あすなる) 学校栄養職員5年研対象者			
	親子で作る学校給食メニューコンクール			
9月	新規任用栄養教諭第5回校外研修会(あすなる)			
	新規採用学校栄養食第4回校外研修会(袋井中部学校給食センター)			
	平成28年度学校給食実施状況等調査(県版)について(送付)			
10月	栄養教諭・食育担当者研修会:静西(あすなる)			
	栄養教諭等食育担当者研修会(静東:東部総合庁舎)			

5 組織体制

< 課題 >

担当者の裁量により学校給食の献立や物資を決定するなど、関係者の意見が十分に反映されないケースがある。

(1) 現況調査の結果

ガイドラインに示した改善すべき課題		27年7月	29年9月末	30年1月末
献立作成	ア 委員会形式により参加者が協議して決定している。	8市町	13市町	17市町
	イ 委員会形式ではないが、稟議決裁等の手続きにより決定している。	11市町	11市町	18市町
	ウ 担当者の責任で選定している。 (相談等はしていても、稟議決裁等の手続きは省略している)	16市町	11市町	0市町
物資選定	ア 委員会形式により参加者が協議して決定している。	11市町	14市町	17市町
	イ 委員会形式ではないが、稟議決裁等の手続きにより決定している。	7市町	7市町	18市町
	ウ 担当者の責任で選定している。 (相談等はしていても、稟議決裁等の手続きは省略している)	17市町	13市町	0市町

(2) 聞き取り調査の主な内容

- ・ 担当者の裁量のみで献立や使用する物資を決定するなど、関係者の意見を反映させずに学校給食を運営している市町教育委員会や学校・共同調理場が一部に見られた。

ガイドラインに沿った取組の実施を指導したことにより、委員会形式または稟議決裁等、組織的な手続きにより献立や使用物資を決定する調理場が増加した。また、担当者の責任で選定している市町は、再度の指導したことで、委員会形式や稟議決裁形式へ29年度中に切り替えることとなった。

委員会を設置し、関係者の意見が反映される仕組みを整えることは、学校給食衛生管理基準に位置付けられた取組であり、設置率100%となるよう継続して指導する。また、委員会が設置されるまでの間も、適切な処理が行われるよう、教育委員会及び調理場を指導していく。

6 安全・安心

<課題>

- (1) 調理業務を委託している場合、受託業者の従業員（調理員）が研修に参加していないケースがある。
- (2) 学校給食従事者の健康状態が適切に記録されていない場合がある。

(1) 現況調査の結果

ガイドラインに示した改善すべき課題		27年7月	29年9月末	30年1月末
(1)	ア 衛生管理研修会（主催者を問わない）に全員を参加させている。	16 / 19 市町	21 / 23 市町	21 / 23 市町
	イ 衛生管理研修会に一部の職員が参加し、他の職員に伝達させている。	1 / 19 市町	2 / 23 市町	2 / 23 市町
	ウ 衛生管理研修会に一部の職員が参加しているが、他の職員の研修受講状況は確認していない。	2 / 19 市町	0 / 23 市町	0 / 23 市町
	エ 衛生管理研修会の受講状況を確認していない。		0 / 23 市町	0 / 23 市町
(2)	本人及び同居人の健康状態は、業務の休日（土日祝日、長期休業等）も確認・記録している。		33 市町	35 市町
	調理従事者に体調不良や手指の化膿性疾患・外傷等がある場合、対処方法を記録している。		35 市町	35 市町

(1)の母数は調理業務を委託している市町の数

(2) 聞き取り調査の主な内容

- ・ 衛生管理等の研修会に委託業者の調理員を全員または一部参加させている学校・共同調理場の割合は 100%に、適切に個別の健康状態を記録している学校・共同調理場は 90%以上になった。

7 栄養管理システムの使用

<課題>

業者選定等を行わず、学校給食会に発注できるシステムとなっている。

(1) 現況調査の結果

ガイドラインに示された改善すべき課題	30年1月末
ア 発注にシステムは使用しない	3 市町
イ 物資選定、業者選定後に使用	3 2 市町

(2) 聞き取り調査の主な内容

- ・ 米、パン等基幹物資の発注については、全ての市町で、システムを使用していない。
- ・ おかず等一般物資については、事業者の比較検討を行い、献立作成委員会等での決定又は稟議決裁を得た上で、システムを使用して献立の作成を行っている。発注にあたっては、汎用様式を利用し給食会以外への発注を行うほか、給食会から購入する物資は、専用様式を利用し発注を行っている。